

令和 8 年 1 月 2 6 日

瑞穂市長 森 和 之 様

瑞穂市防災減災条例（案）の制定について（答申）

瑞穂市防災会議  
会長 森 和 之

令和 7 年 1 1 月 1 0 日の瑞穂市防災会議にて諮問のありました「（仮称）瑞穂市防災減災条例（案）の制定」について次のとおり答申します。

答 申

#### （1）審議の経過

本市では、令和 8 年に昭和 5 1 年 9 月 1 2 日の安八豪雨から 5 0 年の節目を迎える。これまでの災害の教訓を継承するとともに、近年頻発する線状降水帯による集中豪雨や内水氾濫、令和 6 年能登半島地震にみられる地震と大雨が重なる複合災害など、多様化・激甚化する災害リスクへの備えが求められている。

こうした状況を踏まえ、本防災会議では、瑞穂市の地域特性や災害リスクを踏まえた防災・減災の基本的な考え方や方向性を明らかにするため、（仮称）瑞穂市防災減災条例（案）について審議を行った。

審議にあたっては、市民、事業者、地域コミュニティ及び行政がそれぞれの役割を認識し、自助・共助・公助の連携により「災害に強いまちづくり」を推進するという条例（案）の基本理念や内容の妥当性、実効性について検討を行うとともに、市職員による庁内検討会議及びパブリックコメント等を通じて寄せられた意見を踏まえ、慎重に審議を重ねた。

審議会は、次のように開催した。

第 1 回 令和 7 年 1 1 月 1 0 日

第 2 回 令和 8 年 1 月 2 6 日

#### （2）基本的な評価

「災害に強いまちづくり」を推進するため、市民、事業所、地域コミュニティ及び行政が一体となる理念を明確にしている点は評価できる。また、自助、共助、公助それぞれの役割を明示する考え方は、地域防災力の向上に資するものと考えられる。

制定にあたっては、パブリックコメントの手続により市民等から幅広い意見を受け付けるとともに、防災フェアや防災リーダー研修会におけるアンケートや意見交換会などを通じ、多くの市民の意見を反映させる取組が行われており、手続の公正性及び開かれた条例制定の姿勢が認められる。

### （3）総括・結論

以上の審議を踏まえ、本防災会議としては、(仮称)瑞穂市防災減災条例(案)は、瑞穂市の地域特性や災害リスクを踏まえ、防災・減災に関する基本的な理念及び各主体の役割を明確にするものであり、おおむね妥当であると認められる。

パブリックコメントにおいても、市の防災・減災の基本理念や方向性に対する理解を示す意見が多く、条例（案）の条文を変更する必要があると認められる意見はなかった。

本条例が、市民一人ひとりの防災意識の向上を促すとともに、地域における防災訓練や避難所運営訓練等を通じて、市民と行政が一体となった取組へと発展し、実効性ある防災・減災施策として着実に運用されることを期待する。

これらの点を踏まえ、本条例（案）について原案のとおり制定することが適当であると認め、ここに答申する。